

⑩ 登録の廃止の一時的な免除

州刑事司法部は、非常事態とみなす場合、30日以内にかぎって一時的に登録の要件を満たしていない状態を容認することがある。

⑪ 登録の見直し、一時停止及び取消し

登録者に、ヴァージニア州法及び本章に規定に対する違反及び不服従の懲戒行為があった場合には、改善勧告通知、科料、登録の見直し、一時停止及び取消し、若しくはそれ以上の措置を講ずることがある。

⑫ 登録の失効、更新及び復旧

⑬ 火器認定証の認定、失効及び更新

(6) 職権の認定のための手続及び要件（非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員の場合）

① 非武装警備職の初度訓練終了を認定するための要件

ア 非武装警備職として雇用又は使役される者は、非武装警備職としての最小限の義務的訓練基準を適正に修了し、刑事司法局に対して非武装警備職としての認定証の発行を申請しなければならない。ただし、最小限の義務的訓練基準を修了するまでの間に、90日以内にかぎって雇用されることができる。ただし、非武装警備職として免許を有する民間警備業者に正規に雇用される場合には、所定の訓練修了後10日以内に認定の申請書を刑事司法局に提出しなければならない。

イ 非武装警備員の認定証を求める者は、刑事司法局所定の申請書に掛け捨ての手料を添えて提出しなければならない。この際、申請者は、非武装警備員認定証の発行時点までに下記の要件に適合するか、若しくは、越えていなければならない。

- a 最小限18歳以上であること
- b 刑事司法局に現住所を申告すること（私書箱の宛名は不可）
- c 非武装警備員としての所定の初度訓練を適正に修了していること

② 電子警備技術職補佐員を認定するための要件

ア 電子警備技術職補佐員として雇用又は使役されるためには、事前に刑事司法局所定の様式により指紋処理申請書及び2通の指紋票を提出しなければならない。

イ 電子警備技術職補佐員として雇用又は使役される者は、電子警備技術職補佐員としての最小限の義務訓練基準を適正に修了し、刑事司法局に対して電子警備技術職補佐員としての認定証の発行を申請しなければならない。ただし、最小限の義務訓練基準を修了するまでの間に、90日以内に限り雇用されることができる。

ウ 電子警備技術職補佐員補の認定証を求める者は、刑事司法局所定の申請書に掛け捨ての申請手数料を添えて提出しなければならない。この際、申請者は、電子警備技術職補佐員としての認定証の発行時点までに下記の要件に適合するか、若しくは、越えていなければならない。

- a 最小限18歳以上であること
- b 刑事司法局に現住所を申告すること（私書箱の宛名は不可）
- c 刑事司法局所定の様式による2通の指紋票を提出すること

- d. 電子警備技術職補佐員としての所定の初度訓練を適正に修了していること
- ③ 電子警備員を認定するための要件
- 電子警備員として雇用又は使役されるためには、刑事司法局に対して、事前に、下記の届け出をしなければならない。
- ア 刑事司法局所定の様式により2枚の指紋票を付した指紋処理申請書
- イ 申請者が下記の要件に適合するか、又は、越えていないことを示す認定申請書
- a 最小限18歳以上であること
- b 刑事司法局に現住所を申告すること（私書箱の宛名は不可）
- c 所定の掛け捨ての申請手数料
- ウ 電子警備員として実際に雇用又は使役されるのは、刑事司法局の電子警備員としての仮認可通知を受領してから以降でなければならない。
- ④ 犯罪歴調査
- 刑事司法局は、電子警備技術職補佐員又は電子警備員としての初度認定申請を受けたならば、申請者の指紋票を州警察に提出して、ヴァージニア犯罪記録所及び連邦犯罪記録所による有罪判決歴の調査を行う。提出した指紋票が判定不可能な場合には、申請者は新たな指紋票を作成し、さらなる掛け捨ての申請料金を添えて提出しなければならない。ただし、判定不可能とされた指紋票が再提出して判定されたものと一致した場合には、申請料金を二重払いする必要はない。
- ⑤ 非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員として認定された者の義務及び責任
- 非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員として認定された者は、常時、下記事項に従わなければならない。
- ⑥ 住所又は姓名の変更
- 非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員は、職権の申請時及びその後は常時現住所を刑事司法部に通報しなければならない。いずれかに変更があった際には、変更の発生した時点から15日以内に文書によって同部に報告しなければならない。
- ⑦ 認定証の移転の禁止
- 認定証は特定個人の申請によって発行されるものであって、本人に限り有効である。認定証に記載された姓名以外の者が使用してはならない。認定証は他人に譲渡してはならない。
- ⑧ 非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員が、その写真入認定証の書き換えを必要とする場合には、下記を刑事司法部に提出しなければならない。
- ア 適正に記述された申請書
- イ 所定の手数料
- ⑨ 認定証の廃止
- 非武装警備員、電子警備技術職補佐員及び電子警備員が、裁判において重罪又は非行罪、性犯罪、薬物犯罪財産の損壊罪あるいは人身の傷害罪に関する軽犯罪について有罪となった場合には、刑事司法部は、その認定証を廃止することができる。

⑩ 認定の見直し、一時停止及び取り消し

非武装警備員、電子警備技術職補佐員又は電子警備員に、ヴァージニア州法及び本章に規定に対する違反及び不服従の懲戒行為があった場合には、改善勧告通知、料料、登録の見直し、一時停止及び取り消し、若しくは、それ以上の措置を講ずることがある。

⑪ 認定の失効、更新、復旧

(7) 民間警備業に従事する警備隊員としての最小限の義務的訓練の基準

【その1：登録及び認定の区分ごとの要件】

① 入門訓練（最小限の義務的入門訓練基準）

ア 武装警備職、武装現送職、身辺警護専門職、装甲車職、警備犬取扱職、秘密調査職、発報対応職、中央監視所指令職、電子警備販売職又は電子警備技術職として、民間警備会社に雇用される者、あるいは、州刑事司法部に登録を申請する者

イ 非武装警備員としての訓練認定又は電子警備技術職補佐員としての認定を州刑事司法部に申請する者

ウ 検定官のうち、警備職員としての最小限の義務訓練基準を未だ修了していない者

② 勤務間の訓練（登録又は認定期間内の24ヵ月ごとに1回の義務的勤務間訓練の基準）

ア 武装警備職、武装現送職、身辺警護専門職・装甲車職、警備犬取扱職、秘密調査職、発報対応職、中央監視所指令職、電子警備販売職又は電子警備技術職として刑事司法部から登録を認可された者

イ 非武装警備員としての訓練認定又は電子警備技術補助員としての認定を州刑事司法部に申請する者

ウ 検定官のうち警備職員として行動することを州刑事司法部から認定を受けた者

③ 免除規定（略）

④ 職権等の区分ごとの最小限の義務的入門訓練の所要時間数（試験、実習及び射撃検定のための所要時間数は別途計上）：2～68h（細部略）

⑤ 職権等の区分ごとの最小限の義務的勤務間訓練の所要時間数（試験のための時間は別途計上）：4～16h（細部略）

⑥ 最小限の義務的入門訓練の基本課目及び区分ごとの専門課目（含む所要時間数）

⑦ 最小限の義務的勤務間訓練の基本課目及び区分ごとの専門課目（含む所要時間数）

【その2：火器職の訓練課目】

① 火器職の入門訓練課目・所要時間数

② 火器職の再訓練課目・所要時間数

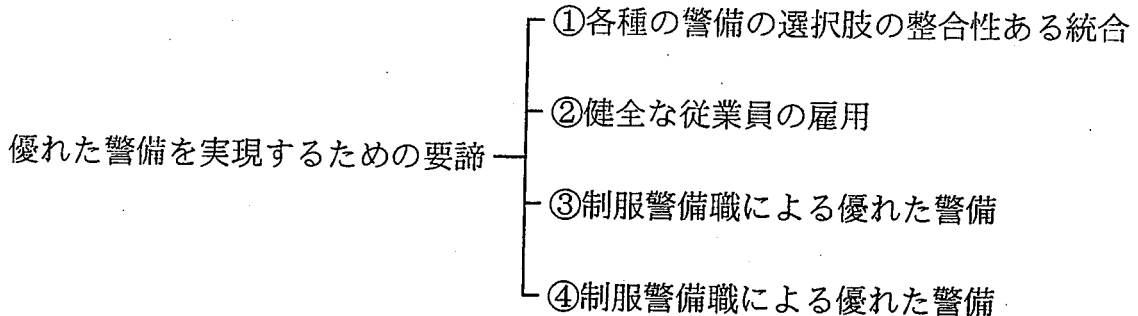
【その3：警備犬取扱職の再訓練課目】

① 警備犬取扱職の再訓練課目（含む所要時間数）

(8) その他

民間警備訓練学校、民間警備訓練学校における授業並びに学校管理上の要件については略

アメリカの代表的な警備会社「ピンカートン社」の事業内容



(1) 制服警備職による警備

顧客の事業所や組織体へ制服警備職を派遣して「請負警備」及び「巡回警備」を行い、顧客の従業員の安全確保を支援するとともに、盗難や財産の損壊を防止する事業であり、ピンカートン社の警備事業全体のドル箱となっている主力商品である。この際、制服警備員は、顧客の警備計画に従って、絶えず自らの警備の手段・方法に改善を加えつつ献身的に支援することができるように、慎重に人選され、効果的に訓練され、動機づけられ、かつ、報酬を受けている。

- ① 請負警備においては、世界的規模で組織化されている有能な警備職が、必要な資源を迅速かつ効率的に展開して、高レベルのイベントから自然災害や地域的な緊急事態に至るまでの案件を有効に処理する。
- ② 巡回警備においては、事業所に対する巡回警備及び発報対応、並びに、国際輸送及び貴重品集積の護衛を行う。

(2) 警備相談及び警備診断

世界的に展開した事業網、文化的な多様性及び広範な経験の積み上げをもって、警備業務及び警備相談や診断の全分野にわたる顧客のあらゆる諮問に対して的確な代替案を提供する。

- ① 顧客の従業員、情報及び財産に関する危険や不安を減少させようとするための諮問に対して、費用効率の高い優れた対応策を提起する。
- ② 顧客の危機管理のための戦略計画の立案、危険全容の分析、警備システムの設計、並びに、情報及びコンピュータシステムの防護について、危機管理の専門家により解決策を提起する。
- ③ 顧客の事業の非常事態対応計画の策定及び貴重品の運送間における盗難の防止について支援する。

(3) 警備システムの提案

専ら固有の設備機器を自ら製造し販売するようなシステム提案者とは異なって、ピンカートンは偏りのない技術や機器を縦横に駆使して、真に各顧客のニーズ及びそれぞれの施設、設備、機器等をその所在地の環境条件に適合させた代替案の提案

を行う。

- ① 高レベルの監視システム、出入管理システム、閉鎖回路テレビシステム及びその他の集成警備システムの設計、設置及び維持管理を行って、世界的規模において顧客の施設設備の安全の確保、従業員の安全の維持及び諸資産の危険の減少のための努力を支援する。
- ② アドヴァンスト・テクノロジー・センター（在アトランタ）は、国中に展開する顧客の事業所等のために、警備サービスの質を低下させることなく構内常駐警備員の所要時間を減少させることができるような、遠隔警備監視及び発報対応を提供する。

（４）調査

米連邦捜査局（FBI）、米財務省秘密検察部（SS）、ロンドン警視庁（NSY）及び香港警視庁（HKP）における多様な法執行事案処理の経験、民間企業における勤務経歴、あるいは、法的、経理的又は財務的な実務経験を有する多様な専門分野にわたる多数の調査職により、世界的な規模において、顧客のいかようなニーズにも合致するような、広範なサービスを組み合わせた調査を提供する。

- ① 顧客の物的及び知的財産を防護するとともに、詐欺や盗難に係る訴訟事案における事実解明、調査及び陳述を援助する。
- ② 顧客の雇用予定従業員の身上調査、現有従業員の勤務状況調査、従業員の労災保証及び保険請求などのに係る業務上の重要な決断のために必要な情報を開拓し提供する。
- ③ 世界的規模において企業の要人の警護を行い、また、小売店の行う来客に対するサービス、並びに、その他店舗運営上必要な監視及び改善について援助する店舗支援を行う。

（５）従業員採用前の選考及び従業員との意志疎通

顧客企業の従業員関連事務において損失や負担を増大させるようなリスクや誤謬が発生するのを最小限に建言することができるよう、顧客企業を支援する。このため、顧客企業に対して、有能かつ忠実な従業員を採用し、彼らの労働生産性を高め、もって追加補充労働者の採用の無駄を減少するとともに、怠慢採用の非難を受けることを最小限に抑制することができるように、最新技術を駆使した実証済みの採用方策及び採用戦略について支援する。

（６）関連会社による警備関連サービス

- ① ピンカートングループ「グローバル・インテリジェンス・サービス」（在ワシントン）

ピンカートンが行う「警備相談及び警備診断」に関連して、顧客企業の経営陣に対して、その事業上の利害や主要な経営人及びその他の要人に対して不利な影響を及ぼすような国際間又は同業者間に生ずる脅威に関する情報を提供する。

- ② 「ピンカートン・サービス・グループ」（在シャーロット）

顧客企業に対して、採用予定者の経歴調書、雇用前審査のための方策、従業員との意志疎通計画並びに従業員に対する周知及び訓練のための優れたサービスを提供

する。

③ 「ピンカートン・バックグラウンド・チェックス」

顧客企業に対して、犯罪歴を有する者の採用を事前に回避することができるよう、採用予定者の経歴調査を提供する。

④ 「アラート・ライン・ピンカートン」

従業員に対して、自らが視認した警備及び安全に関連する不法行為又は非行を報告（必要ならば匿名でも）することができるような24時間ホットラインサービスを提供する。

⑤ ピンカートン株式管理会社「サントン・サーベイ」

顧客企業に対して、採用予定者の実直性、誠実性及び権能等についての行状や態度を調査して資料を提供する。